○国土交通省告示第千二百十二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十一年十月二十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4221号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	FN－50	藤倉航装株式会社	膨脹装置取付用金具、補助送気装置及び補助送気管にオプションを設ける。
第4449号	〃	FN－60	〃	〃
第4537号	〃	WP－1	〃	〃
第4450号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	FN－HA	〃	〃
第4663号	〃	WP－1H	〃	〃

○国土交通省告示第千二百十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十一年十月二十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第3240号	応急医療具	C－6型	株式会社セントラル	① 内容品のうち「ワセリンガーゼ」を「白色ワセリン」及び「ガーゼ」に変更する。 ② 内容品明細の標示を変更する。
第3398号	応急医療具の部分（薬品のみのもの）	C－6型PAC K－A	〃	〃

○国土交通省告示第千二百十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十一年十月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4932号	機関室局所消火装置（開放型）	YMH－3SE	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北2丁目1番10号
第4933号	〃	YMH－3SH	〃	〃

○国土交通省告示第千二百十五号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第五十三条第一項の規定に基づき、船員法施行規則第五十三条第一項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十一月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

船員法施行規則第五十三条第一項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示の一部を改正する告示

船員法施行規則第五十三条第一項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示（平成七年運輸省告示第八百一号）の一部を次のように改正する。

別表第一内用薬の項中「

化学療法剤	合成抗菌剤	ピリドンカルボン酸系製剤	10g
	抗ウイルス剤	抗インフルエンザウイルス剤	適宜

」を

化学療法剤	合成抗菌剤	ピリドンカルボン酸系製剤	10g

」に改める。

別表第二内用薬の項中「

化学療法剤	合成抗菌剤	ピリドンカルボン酸系製剤	30錠	50錠
	抗ウイルス剤	抗インフルエンザウイルス剤	100錠	100錠

」を「

化学療法剤	合成抗菌剤	ピリドンカルボン酸系製剤	30錠	50錠
	抗ウイルス剤	抗インフルエンザウイルス剤	100錠	○

」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○海上保安庁告示第三百十六号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十一月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	稚内港第1副港防波堤灯台
位置	
所在地	北海道稚内港（第1副港防波堤外端）
北緯	四五―二四―四〇
東経	一四一―四〇―四五
廃止年月日	平成二十一年十月一日
名称	大阪新島埋立区域S灯標
位置	
所在地	阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約二・九キロメートル）
北緯	三四―三七―二七
東経	一三五―二一―二九
廃止年月日	平成二十一年十月一日
名称	大阪新島埋立区域T灯標
位置	
所在地	阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約二・二キロメートル）
北緯	三四―三七―二〇
東経	一三五―二一―二〇
廃止年月日	平成二十一年十月一日

○海上保安庁告示第三百十七号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十一月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰